

仕 様 書

委託名称 豊田市盛土等情報管理システム構築業務委託

委託場所 豊田市西町地内

委託内容

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、豊田市（以下「甲」という。）が実施する「豊田市盛土等情報管理システム構築業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。本委託は、契約書及び本仕様書のほか以下の要領等に基づいて実施しなければならない。

- (1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について
- (3) 基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）
- (4) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説

※上記要領等は、最新版を利用すること。

(目的)

第2条 本委託は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく許可を受けた盛土等のほか、盛土規制法の規制開始前から実施された盛土等（以下「既存盛土等」という。）を適切に管理することを目的として、盛土等の情報を一元管理するシステムを構築するものである。

(業務担当責任者等)

第3条 受注者（以下「乙」という。）は、本委託における業務担当責任者及び技術者を定め、豊田市に届け出るものとする。なお、業務担当責任者は、技術士（情報工学部門）、応用情報技術者又は情報セキュリティマネジメントの資格を保有する者を配置し、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

※業務担当責任者及び技術者は、それぞれ兼ねることは出来ない。

(基本条件)

第4条 本委託で構築するシステムは、甲の庁内ネットワーク内仮想サーバ（以下「本番環境」という。）に構築するものとし、本番環境は外部との接続が一切遮断された環境となっているため、この環境を前提としたシステム構築を行うこと。

(業務内容)

第5条 乙は、本委託を以下のとおり実施するものとし、業務の実施に当たっては、契約書及び本仕様書のほか第1条に掲げる要領等の内容を踏まえ、監督員と十分に打合せを行い、事前に内容の確認を受けること。

(1) 計画準備

本委託を円滑に実施するため、業務全体に関する工程計画の作成、実施体制の構築、各業務項目に対する実施手順の整理等を行い業務計画書として整理、提出すること。

(2) 盛土等情報管理システムの機能詳細検討

構築するシステムは、最低限以下に示す機能を有しているものとし、本仕様書に記載のない項目等については、国土交通省・農林水産省・林野庁が発行する「盛土等情報管理システム共通仕様書（令和6年7月）」（以下、「共通仕様書」という。）を参考にすること。

なお、構築するシステムで取り扱う様式とシステムでの管理方法については、以下の表のとおりとする。また、申請者等が電子申請で利用するシステムは、あいち電子申請・届出システム（以下「Graffer^{※1}」という。）を用いることを想定し、構築するシステムと Graffer が容易に連携できる仕様とすること。

種別	取り扱う様式及び提出書類	システムで 入力・管理 ^{※2}	P D F で 管理 ^{※3}
許可申請関係	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【省令様式第2】	○	
	土石の堆積に関する工事の許可申請書【省令様式第4】	○	
	委任状		○
	位置図		○
	地形図（現況図）		○
	土地の平面図、断面図		○
	排水施設の平面図、構造図		○
	崖の断面図		○
	擁壁の断面図、背面図		○
	崖面崩壊防止施設の断面図、背面図		○
	構造計算書		○
	排水計算書		○
	安定計算書		○
	土地の公図		○
	設計資格に関する申告書		○
	写真		○
	住民票（工事主及び工事主の役員）		○
	登記事項証明書		○
	資金計画書【省令様式第3】		○
	同意を得たことを証する書類【細則様式第7号】		○
	土地の登記事項証明書		○
	住民への周知措置を講じたことを証する書類		○
	法違反がないことの誓約書【細則様式第3号】		○
	暴力団員等に該当しない旨の誓約書【細則様式第4号】		○
	印鑑証明書		○
	役員等報告書【細則様式第5号】		○
	経理的基礎申告書【細則様式第1号】		○
	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書		○
	直前3年の法人税の納税証明書		○
	資産に関する調書（工事主が個人の場合）【細則様式第2号】		○

	直前 3 年の所得税の納税証明書（工事主が個人の場合）		○
	工事施行者の能力に関する申告書		○
	工事施行者の登記事項証明書		○
	工事施行者の住民票（工事施行者が個人の場合）		○
変更関係	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書【省令様式第 7】	○	
	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書【省令様式第 4】	○	
	変更許可に係る図面等一式		○
検査関係	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書【省令様式第 9】	○	
	土石の堆積に関する工事の確認申請書【省令様式第 11】	○	
	完了検査又は確認に必要な写真		○
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書【省令様式第 13】	○	
	中間検査に必要な平面図		○
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書【細則様式第 10 号】	○	
	土石の堆積に関する工事の定期報告書【細則様式第 11 号】	○	
	定期報告に必要な写真及び平面図		○
	中間報告書【参考様式】	○	
	中間報告に必要な提出書類一式		○

※ 1 Graffer : 株式会社グラファーの Graffer Platform™

※ 2 Graffer で入力された情報をシステムに取り込み、データベースとして管理（様式は PDF 形式で出力できること）

※ 3 申請者等が作成した資料（PDF）を Graffer から取り込み、システムにファイルとして登録・管理

ア 地図表示機能

- ・盛土等情報を管理するデータベースと連携した地理情報システム（以下「GIS」という。）を構築すること。
- ・GIS は、盛土等情報を表示できるものとし、背景図は都市計画図や航空写真を用い、拡大・縮小・移動ができる仕様とすること。

【将来的に拡張を予定する機能】

- ・甲が管理する盛土等の情報（許可盛土等、既存盛土等）について、パトロール頻度別に GIS 等に表示できること（本委託における対応は不要）。

イ 許可申請・届出管理、情報とりまとめ機能

- ・盛土等の許可申請・届出等に関する情報について、内容確認や進捗管理ができること。
- ・許可時に交付する許可証の発行のほか、定期報告・中間検査・完了検査の実施状況の管理や検査済証の発行のほか、実施時期等の通知機能を有すること。
- ・庁内関係部局間で申請情報等が共有され、コメント等によるコミュニケーションができること。
- ・許可情報の公表は、豊田市が別で運用する「とよた i マップ」を活用することを想定し、容易にシェープファイルに出力できる機能を有すること。

ウ 許可申請書入力・申請機能

- ・申請者等からの許可申請及び届出については、Graffer を用いることを想定し、構築す

るシステムと容易に連携できる仕様とすること。また、Graffer については、容易に連携できるフォーマットを乙で構築すること。

- ・許可申請区域については、甲が容易に GIS に入力できる仕様とすること。
- ・申請情報の入力、構築するシステムから甲が入力できる仕様とすること。

エ 管内盛土等情報管理機能

- ・甲が管理する盛土等の情報（許可盛土等、既存盛土等）を一覧で管理できるとし、各盛土等に関する帳票のほか、図面や写真などの管理や出力ができる機能を有すること。
- 【将来的に拡張を予定する機能】
- ・許可盛土等、既存盛土等のパトロールについて、頻度や現場状況、進捗管理などを可視化し一元管理ができること（本委託における対応は不要）。

オ 検索機能

- ・許可申請案件や盛土等情報の検索を行い、検索結果を一覧で表示することができること。

カ 施行状況集計機能

- ・許可等の情報を年度ごとに集計し、施行状況調査の各様式に従い結果を出力できること。
- ・甲が別で運用するシステム（アクセスで構築済みのシステム）の情報（みなし許可情報）を CSV でアップロードできる機能を有しており、その情報を踏まえて、集計結果が出力できること。

キ 盛土等通報管理機能

- ・市民や自治区などから電話やメールなどで寄せられた通報に関する情報を、個別の盛土等の情報に蓄積し、その内容確認や進捗管理ができること。
- 【将来的に拡張を予定する機能】
- ・市民や自治区から問い合わせについて、Graffer などのデジタルプラットフォームを用いることを想定し、構築するシステムと容易に連携できる仕様とすること。また、Graffer については、容易に連携できるフォーマットを乙で構築すること（本委託における対応は不要）。

ク ログイン管理機能

- ・構築するシステムにログインする権限は、開発調整課が必要な部署に ID とパスワードを付与することができるものとする。
- ・開発調整課以外の部署は、ログインしたシステムの閲覧に限るものとし、変更や入力は出来ない仕様とすること。

ケ パトロール報告機能【将来的に拡張を予定する機能】

- ・GIS 等に表示された許可盛土等や既存盛土等のパトロール位置情報などをもとに、パトロール経路表示やデジタルプラットフォームを活用した報告書作成ができること（本委託における対応は不要）。
- ・現場で作成した報告書は、構築するシステムと容易に連携できること（本委託における対応は不要）。

（３）システムの保守管理

- ・構築するシステムの障害や不具合などが発生した際、迅速に原因究明やトラブル解決を行い、安定稼働を継続的に実現できる仕組みが整っていること。
- ・年間の保守管理に要する費用を極力抑えた仕様にするとともに、保守管理に要する概算費用を算出すること。

(4) システム方式の検討

構築するシステムは、本番環境上で稼働することができるシステムとすること。

また、申請者等のインターネットを経由した電子申請については、Graffer を用いることを想定し、各種申請情報を CSV ファイル形式に出力したうえで、本番環境内のデータベースにアップロードするなど、インターネット上のデータを容易に庁内ネットワークに移行できる仕様にすること。

(5) システムの詳細設計

(2) (3) (4) で検討・整理した内容について、画面設計（システムの画面レイアウト、画面遷移図）、データベース設計（テーブル定義、E R 図等）、処理内容の設計等のシステムの詳細設計を実施すること。

また、詳細設計に当たって、甲による操作性、汎用性など利用者ニーズを確認しながら進めること。

なお、システム画面は、甲が閲覧するのみを想定した画面とすることとし、構築するデータベースは、甲の本番環境内で操作可能な仕様とすること。

(6) システム構築

詳細設計の結果を踏まえ、システムの構築を行うものとする。構築後のシステムは、本番環境にインストールできるものとする。

(7) 既往成果のシステムへの反映

過年度に実施した業務における既存盛土等に関する情報及び既に盛土規制法の許可を受けている事業の情報については、構築するシステムに全て反映させること。

(8) 動作検証

構築システムは、乙のシステム環境において動作検証を実施し、不具合等を解消したのちに、乙のシステム環境上で正常に稼働していることを甲が確認したうえで、本番環境にインストールを行うものとする。

本番環境にインストールしたシステムについては、一定期間の試験運用期間を設け、不具合や操作不良等があった場合は、不具合等を解消した上でシステムの再インストールを行うこと。

(9) 操作マニュアルの作成

構築したシステムを円滑に利用するため、操作マニュアルを作成すること。操作マニュアルは、盛土等許可申請編及び既存盛土等管理編の2編構成とすること。

(10) 職員への操作研修の実施

本システム構築後、市職員への操作研修を1回実施すること。

(11) 報告書の作成

上記までの作業を業務報告書としてまとめるものとする。

(12) 打合せ協議

乙は、本委託の実施期間において甲と緊密に連絡を保ち、作業を遂行するものとする。打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ3回以上及び完了時の合計5回とするが、打合せ内容によっては、Web 会議又はメール等での実施も検討するものとする。

(一括再委託の禁止)

第6条 乙は、業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。

- 2 この業務における「主たる部分」とは、システムの構築業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- 3 乙は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらないう簡易な業務の再委託に当たっては、甲の承認を必要としない。
- 4 乙は、第2項及び第3項に規定する業務以外（付随的・補助的業務）の再委託に当たっては、書面により甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

（成果品及び提出先）

第7条 納品すべき成果品は下記のとおりとし、提出先は豊田市都市整備部開発調整課とする。提出部数は、特別な指示がない限り、紙面によるもの2部及び電子データとする。なお、成果品については、その全部又は一部を広く公表することを想定し、視覚的に分かりやすいものとする。

1	報告書（A4版）	一式
2	操作マニュアル（A4版冊子：3部、電子データ光ディスク：1枚）	一式
3	構築したシステム（本番環境へのインストールが完了していること）	一式

※報告書の内容は、以下に事例を示すが、甲乙協議の上決定すること。

①システム構築の概要

要件定義書、基本設計書、詳細設計書、テスト結果報告書

②業務管理

業務計画書、進捗管理表、議事録、業務報告書

③マニュアル類

システム管理者マニュアル、ユーザー操作マニュアル、障害発生時対応マニュアル

④プログラムや本番稼働環境

実行プログラム、ソースコード、本番稼働環境、ステージング環境、バックアップ環境

⑤システム設定情報

システム構成図（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークなど）、サーバ・ネットワーク機器の設定情報